

自然と共生する農業づくり協議会規約

令和4年5月31日制定

(名 称)

第1条 本協議会は、自然と共生する農業づくり協議会(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、町の豊かな自然環境を守り、省力化につながる先進的技術と、環境にやさしい栽培技術を地域に広げていき、持続可能な生物の多様性に富んだ自然と共生する魅力的な地域農業づくりに資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境にやさしい農業に関する施策の総合的推進に関すること
- (2) 塩谷町有機農業実施計画の策定および実現に関すること
- (3) 有機農業の推進に必要な調査・研究・普及等の取り組み
- (4) 地域住民の農業理解を深化させる取り組み
- (5) 塩谷町の地域農業づくりに対する提言・意見等
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(協議会の会員)

第4条 本協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農業者(新規就農者を含む)
- (2) 農業関係団体
- (3) 流通関係団体
- (4) 消費者団体
- (5) 学識経験者
- (6) 教育機関
- (7) 地域住民団体
- (8) 塩谷町
- (9) その他会長が必要と認める者

(役 員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 1名

2 役員は、第4条の会員の中から総会において選任する。

- 3 役員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本協議会の会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 総会は、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の決議事項について、委員の2分の1以上が書面又は電磁的記録により同意した時は、当該決議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 7 総会は、本協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - (1) 規約の制定及び改正
 - (2) 役員の承認
 - (3) 事業報告・収支決算
 - (4) 事業計画・収支予算
 - (5) その他本協議会の運営に関し重要な事項

(委員会)

第8条 協議会は、事業を円滑に推進するため、塩谷町有機農業実施計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、会長の指名する会員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、必要であると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、その会議、活動等を協議会に報告する。

(事務局)

第9条 事務局は、塩谷町産業振興課内に置く。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか本協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

本規約は、令和4年5月31日から施行する。